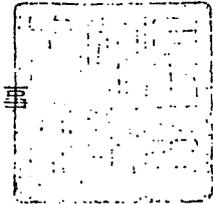


62水対第27号
昭和62年4月24日

建設省中部地方建設局長 殿

愛知県知事



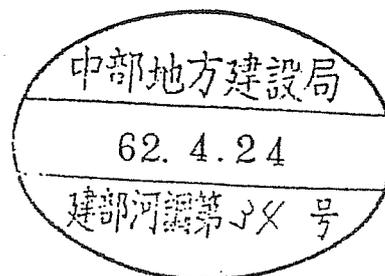
長良川河口堰に係る覚書及び了解事項の締結について（要請）

平素から本県の建設行政の推進につきまして、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、貴職のご努力により、調整が続けられて来たところですが、覚書及び了解事項の締結に当たり、本県の水源事情等を勘案の上、下記事項のご了解をいただくようお願い申し上げます。

記

1. 木曾川水系で開発される三重県工業用水のうち、愛知県地域に変更する用水（以下「転用用水」という。）の本県分については、用途を工業用水に限定されないこと。
2. 転用用水のうち本県分の取水については、犬山取水口と馬飼頭首工の間で、本県の希望する位置とすること。
3. 転用用水の水価については、当県の事情を十分配慮されたいこと。





建部河調第34号
昭和62年4月24日

愛知県知事 殿

建設省中部地方建設局長

長良川河口堰に係る覚書及び了解事項の締結について（回答）

日ごろ、当局の事業推進にご理解とご協力を頂き感謝いたしております。

さて、昭和62年4月24日付け62水対第27号で要請のあった標記について、下記のとおり回答いたしますので、三重県からの要請による工業用水の貴県地域への転用については、よろしくご協力をお願いいたします。

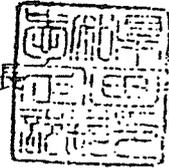
記

1. 1については、関係行政機関等の調整の上、貴意に沿うようにする。
2. 取水位置については、関係機関等の調整の上、貴意に沿うよう措置する。
3. 貴意の水価についてのご要望は、十分認識しております。

62水対第31号
昭和62年4月24日

中部地方建設局
河川部長殿

愛知県企画部長



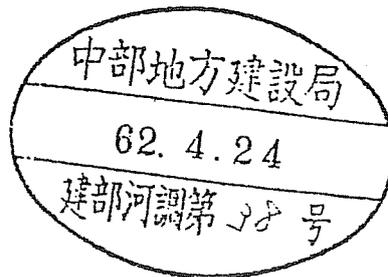
長良川河口堰で開発される都市用水の取水施設等について（要望）

平素から本県の建設行政の推進につきまして、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、実施方針協議時に水資源開発公団事業として実施するよう、取り計らうと共に、取水地点は出来るだけ上流とすることを昭和46年12月16日付け46水第2号にて要望しているところでありますが、今回長良川河口堰に係る水転用問題の解決にあたり、本県の取水導水計画を検討する必要がありますので、下記事項についてご回答くださるようお願い申し上げます。

記

長良川河口堰で開発される愛知県都市用水（木曾川導水事業に係る水源2.0㍉を含む）及び木曾川水系で開発される三重県の工業用水のうち、愛知県地域に変更される用水については、本県の希望する位置で長良川河口堰建設事業のしゅん工時に水利ができるよう、導水施設の事業化を図られたい。





建部河調第38号
昭和62年4月24日

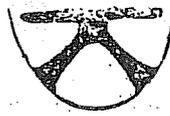
愛知県企画部長 殿

中部地方建設局
河川部長

長良川河口堰で開発される都市用水の取水施設等について（回答）

日ごろ、当局の事業推進にご理解とご協力を頂き感謝いたしております。

さて、昭和62年4月24日付け62水対第31号で要望のあった長良川河口堰で開発される都市用水の取水施設等については、河川管理上支障のない範囲で要望の趣旨を尊重し、貴県をはじめ関係機関と十分協議していく所存であります。



62総ア 第11号
昭和62年4月20日

建設省中部地方建設局長
岩本利彦 様

名古屋市長 西尾武



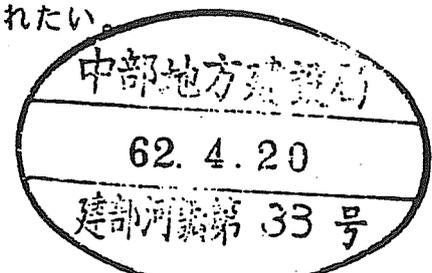
長良川河口堰に係る覚書及び了解事項の締結について（照会）

平素は、本市の水資源開発について御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長良川河口堰については、別途調整されているところでありますが、覚書及び了解事項の締結にあたっては、本市の水事情並びに財政状況を勘案され、下記の事項に関し、ご了解を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 三重県工業用水から愛知県地域に変更する4立方メートル/秒程度のうち、本市に変更する水量は、0.1立方メートル/秒を限度とすること。
- 2 本市に変更する水量の水源は岩屋ダムとすること。
- 3 本市に変更する水量の用途は工業用水に限定されないこと。
- 4 かねてより要望している取水地点の変更に関し、長良川河口堰の取水については、朝日取水口から、また、朝日取水口からの取水の一部については犬山取水口からの取水に変更が可能となるよう貴局の責任において措置されたい。





建部河調第 33 号
昭和62年4月20日

名古屋市長
西尾武喜殿

建設省中部地方建設局長
岩本利彦

長良川河口堰に係る覚書及び了解事項の締結について（回答）

昭和62年4月20日付け62総ア 第11号で照会のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

1. 了解する。
2. 今後、貴市の要望に沿うよう調整したい。
3. 関係行政機関等の調整のうえ、貴意に沿うようにしたい。
4. 関係行政機関等の調整が必要となるが、流況変化に対する問題が解決されれば、取水地点の変更が可能となるよう措置したい。

平成 5 年 8 月 2 日

建設省中部地方建設局河川部長殿

愛知県企画部長



長良川河口堰に係る開発水の取水地点について（照会）

平素、本県水行政の推進につきましては、特段の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび貴職を始め関係機関のご配慮により、長良導水事業が実施に向け水資源公団法の手続きに入ることとなりました。

長良川河口堰に係る開発水の取水地点につきましては、河口堰の事業実施方針回答時の要望、或いは昭和 62 年に整理された三重県転用工水の受け入れの際の中部地方建設局長及び貴職への照会等、かねてから本県で有効利用できる上流での取水を要望し、本県の意向を尊重し対処する旨の回答を頂いているところであります。

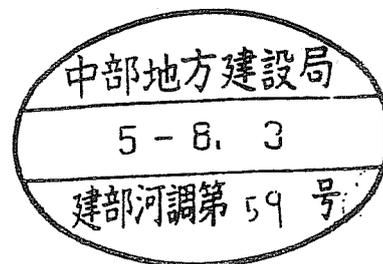
しかしながら長良導水事業につきましては、本県の意向にかかわらず河口堰直上流での取水計画とされております。

こうしたことから、長良導水事業実施に当たり下記事項について貴意を伺いたいので回答くださるようお願い致します。

また貴職におかれましては、長良導水事業が河口堰と不離一体の事業であること、三重県工水転用時の調整経緯を踏まえ、本事業の円滑な推進につきまして関係者の調整、ご指導等につきまして特段のご配慮を頂きますようお願い致します。

記

- 今回の長良導水事業の取水位置が河口堰直上流となった理由。
- 長良川河口堰に係る開発水の内、長良導水事業分を除く本県分の取水位置についての対応方針。





建部河調第 59号
平成5年8月 3日

愛知県 企画部長 殿

建設省中部地方建設局 河川部長

長良川河口堰に係る開発水の取水地点について（回答）

平成5年8月2日付け5水対第45号で照会のありました件について、下記のとおり回答致します。
なお、長良導水事業については河口堰と不離一体の事業であることから、事業の円滑な推進のため河川管理者として適切に対処してまいりますので、貴県におかれましてもご協力をお願い致します。

記

1. 今回の長良導水事業の取水位置が河口堰直上流となった理由

現時点において、河川管理面等から詳細な検討を行った結果、堰直上流での取水は止むを得ないものと判断されますので了解願います。

2. 長良川河口堰に係る開発水の内、長良導水事業分を除く貴県分の取水位置について

現時点においては、上記理由により堰直上流において取水して頂くことを考えております。
但し、今後、河口堰完成後における河川管理面の状況を踏まえ、木曾川水系における水利用の合理的再編成の検討など三重県工業用水転用時の調整経緯を尊重し、貴県の要望に沿うよう関係行政機関との調整を図って参ります。

確 認 事 項

国土交通省中部地方整備局（以下、整備局という。）と愛知県は、徳山ダム建設事業実施計画の変更協議に当り、下記事項を確認する。

記

- 1 愛知県が近年2/20の水道用水安定供給のために確保する長良川河口堰転用水5.46m³/s及び徳山ダム開発水2.3m³/sについて、効率的な運用と水系内での広域的な利用ができるよう、関係機関・県市の検討・調整を進め、導水施設の完成に合わせて水利使用を開始できるよう努めるものとする。
- 2 愛知県は、記1の長良川河口堰転用水のうち4.52m³/sを尾張西部浄水場で利用する予定であり、そのために長良川からの取水地点及び導水ルート
の計画案を早期に作成する。
整備局は、今後具体的な案が出てきた段階で協議を進めるものとする。
- 3 今後の水資源関係事業の推進に当たっては、事業費及び事業内容が一定の変更要件に該当する場合には、早い段階から節目節目で適宜費用負担者へ説明し、適切に事業費変更を行うこと。

平成16年7月8日

国土交通省 中部地方整備局 河川部長 中野 泰 雄



愛 知 県 企画振興部長

福 間 克 彦



確 認 事 項

国土交通省中部地方整備局（以下、「整備局」という。）と名古屋市は、徳山ダム建設事業実施計画変更協議にあたり、下記事項を確認する。

記

1. 整備局は、今回の木曾川水系における水資源開発基本計画の改定作業での水資源分科会ならびに同木曾川部会での議論を踏まえ、木曾川水系の水資源安定供給確保および有効利用に努めるものとする。
2. 整備局は、名古屋市が徳山ダムおよび長良川河口堰で開発した水の木曾川への導水について、名古屋市の既存の取水・導水施設が有効に利用できるよう協力するとともに、導水施設の完成に合わせて水利使用が開始できるよう協力するものとする。

平成 16 年 7 月 8 日

国土交通省 中部地方整備局 河川部長 中 野 泰 雄



名古屋市 上下水道局長 山 田 雅 雄

